

**平成24年5月24日付で東京地方裁判所に訴状が提出された**

**2011年3月の東京都と東京瓦斯株式会社及び  
東京ガス豊洲開発株式会社との間の売買契約に関し、  
「東京都は石原慎太郎元都知事に対し、  
約578億円を請求せよ」**

**との東京都を被告とする住民訴訟への対応について**

## ＜訴訟対応方針の見直し＞

東京都として、

豊洲の土地購入に係る当初からの事実関係を  
明らかにし、

住民訴訟への対応を、改めて検討することと  
します。

## **<住民訴訟への対応を見直す理由>**

- 1. 住民訴訟では、石原慎太郎元都知事の豊洲用地の売買契約における責任が問われています。**
- 2. 豊洲市場については、  
用地選定、土地購入契約の経過が不透明であり、かつ、  
不適正ではないかとの疑惑が多く指摘されています。**
- 3. その事実関係、それをもたらした責任を曖昧に  
することなく明らかにすることは、  
都政を改革し、緊張感をもって適正な都政運営を  
行う上で不可欠です。**

## **<訴訟対応特別チームの編成>**

**東京都として、**

- 1. 訴訟代理人の交代を行います。**
- 2. 新しい訴訟代理人の下で、訴訟対応特別チームを編成します。**

## ＜訴訟対応特別チームの作業＞

1. 新しい準備書面の作成には時日を要します。  
よって、2月9日に予定されている東京地裁の期日は、  
4月初旬まで延期していただくよう申し出る予定です。
2. その後、
  - 1) 事実関係の解明、証拠の収集を行い、
  - 2) 石原慎太郎元都知事の法律的な損害賠償責任の有無、  
その範囲の判断などについて、  
新しい準備書面の作成を進め、進捗状況に応じて、  
裁判に提出していきます。

## <参考：住民訴訟の概要>

●訴訟提起平成24年5月24日、東京地方裁判所平成24年（行ウ）第345号

地方自治法に基づく住民訴訟事件

※被告：東京都（訴訟提起時の知事は石原慎太郎氏）

※原告：東京都の住民

●請求の趣旨 「東京都は石原慎太郎元東京都知事に対して約578億円（もしくは、東京ガスの負担額78億円を差し引いた463億円）を請求せよ」

●訴訟の進行状況

※平成29年2月9日 第22回口頭弁論・進行協議

●これまでの当事者の主張の骨子

※原告：豊洲の土地売買契約の代金が、都知事の裁量権を濫用逸脱した違法行為であり、  
東京都は、石原氏に対し、約578億円（予備的主張約463億円）を請求せよ。（※訴状による）

※被告東京都：石原氏には損害賠償責任が存在しないとの方針の下で訴訟活動を行っている。

## <参考：住民訴訟における主な法律的論点>

### 1. 知事の裁量権を超える価格での売買契約の締結

高濃度土壌汚染の実態が判明し、2011年3月時点では土壌汚染対策費用が豊洲用地全体で586億円と見込まれていたにもかかわらず、新規の用地購入の契約に当たって、知事の裁量権の範囲を超える土壌汚染対策費用を適正に見込まない価格で、売買契約を締結した。

### 2. 将来にわたる瑕疵担保責任の免責（請求権の放棄）

2015年時点では土壌汚染対策費用は豊洲用地全体で849億円と増加したにもかかわらず、2011年売買契約で将来にわたる瑕疵担保責任の免責（請求権の放棄）をした。

### 3. 過去の売買契約の瑕疵担保責任の免責（請求権の放棄）

過去の豊洲用地売買契約の瑕疵担保責任の免責（請求権の放棄）をした。